

# 案件説明書

総合政策部 市民税課

提出議会：令和2年第4回定例会

## 1 案件名

議案第83号 佐野市税条例の改正について（市民税課所管部分）

## 2 概要

### 【市民税関係】

- ①未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直しに伴い、個人市民税の人的非課税措置の対象に「ひとり親」を追加し、「ひとり親」に対する控除として「ひとり親控除」を創設する。（第1条関係：条例第24条、第34条の2、第36条の2）
- ②空き地等の低未利用土地等を譲渡した場合における長期譲渡所得の特別控除を創設する。（第1条関係：条例附則第17条、附則第17条の2）
- ③法人税における連結納税制度を廃止し、グループ通算制度へ移行する法律の改正に伴い、法人市民税の規定の整理を行う。（第2条関係：条例第19条、第20条、第23条、第31条、第48条、第50条、第52条、附則第3条の2）
- ④新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止等されたイベントに係る入場料等について、購入者等が払戻請求権を放棄した場合において、所得税で寄附金控除の対象となるものの中から、住民の福祉の増進に寄与するものについて個人市民税の寄附金税額控除の対象とする。（第2条関係：条例附則第25条）
- ⑤所得税において新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた住宅ローン控除の適用要件を弾力化する措置が講じられた場合に、個人市民税の住宅ローン控除の対象とする。（第2条関係：条例附則第26条）

### 【軽自動車税関係】

- ・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減（税率を1%分軽減する特例措置）の適用期限を6月延長し、令和3年3月31日までとする。（附則第15条の2）

### 【市たばこ税関係】

- ・軽量の葉巻たばこの課税方式の見直し

国のたばこ税と同様、軽量の葉巻たばこ（1本当たりの重量が1g未満のもので紙にたばこの葉が含まれているもの）の課税方式を2回に分けて段階的に見直す。

(第1条関係)

葉巻たばこについて、重量1グラムにつき紙巻きたばこ1本と換算していたものを、重量が0.7グラム未満の軽量な葉巻たばこ1本を紙巻きたばこ0.7本に換算するように見直す。(第94条)

(第2条関係)

重量が0.7グラム未満の葉巻たばこ1本を紙巻きたばこ0.7本に換算していたものを、重量が1グラム未満の葉巻たばこ1本を紙巻きたばこ1本に換算するように見直す。(第94条)

### 3 理由、趣旨、目的等

地方税法等の一部を改正する法律をはじめ関係法令の施行に伴い、所要の規定を整備する。

### 4 その他の事項

#### 【市民税関係】

- ①施行日 令和3年1月1日
- ②施行日 令和3年1月1日
- ③施行日 令和4年4月1日
- ④施行日 令和3年1月1日
- ⑤施行日 令和3年1月1日

#### 【軽自動車税関係】

施行日 公布の日

#### 【市たばこ税関係】

- (第1条関係) 施行日 令和2年10月1日
- (第2条関係) 施行日 令和3年10月1日

# 案件説明書

総合政策部 資産税課

提出議会：令和2年第4回定例会

## 1 案件名

議案第83号 佐野市税条例の改正について（資産税課所管部分）

## 2 概要

### 【固定資産税関係】

#### （1）固定資産税の課税標準の特例措置の創設・見直し

①電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する出力5千キロワット以上の水力発電設備に係る課税標準の特例措置が見直されたことから、条例で定める課税標準の特例割合を4分の3と定める。（第1条関係：附則第10条の2第10項を追加）

②水防法に規定する浸水被害軽減地区の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置が創設されたことから、条例で定める課税標準の特例割合を3分の2と定める。（第1条関係：附則第10条の2第18項を追加）

#### ＜新型コロナウイルス感染症対策＞固定資産税の課税標準の特例措置の創設 第1条関係

③一定の中小事業者等が所有し、かつ、その事業の用に供する一定の家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置が創設されたことから、条例に引用条項を追加する。（附則第10条に第61条を引用条項として追加）

④生産性向上特別措置法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得した一定の家屋及び構築物に係る課税標準の特例措置が創設されたことから、条例で定める課税標準の特例割合をゼロと定める。（附則第10条の2第20項を追加、附則第10条に第62条を引用条項として追加）

※これらの措置に伴う減収額については、全額国費で補填される。

#### 第2条関係

⑤第1条による改正後の規定中、引用条項の条ずれを整備する。（附則第10条及び附則第10条の2第20項の改正）

#### （2）その他上記の規定の追加等に伴う項ずれを整備する。

## 3 理由、趣旨、目的等

地方税法等の一部を改正する法律をはじめ関係法令の施行に伴い、所要の規定を整備する。

#### 4 その他の事項

①施行日 公布の日（令和2年4月1日から適用）

②施行日 公布の日（令和2年4月1日から適用）

③施行日 公布の日

④施行日 公布の日

⑤施行日 令和3年1月1日

# 案件説明書

総合政策部 収納課

提出議会：令和2年第4回定例会

## 1 案件名

議案第83号 佐野市税条例の改正について（収納課所管部分）

## 2 概要

### 【延滞金関係】（附則第3条の2、附則第4条）

延滞金の割合等の特例に係る規定の整備及び納期限の延長に係る延滞金の特例の規定の整備

①現在、規定されている「特例基準割合」について引き下げる（平均貸付割合＋1％を平均貸付割合＋0.5％へ）。ただし、延滞金については、現行の水準を維持する。

②法人税法の改正による佐野市税条例第52条第4項の削除に伴い、同条例附則第3条の2第2項中「及び第4項」を削る。

### 【徴収猶予の特例に係る手続等関係】（附則第24条）

新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等の整備

③徴収猶予の申請書の訂正又は添付書類の訂正若しくは提出の場合の期間の準用規定を整える。

## 3 理由、趣旨、目的等

地方税法等の一部を改正する法律をはじめ関係法令の施行に伴い、所要の規定を整備する。

## 4 その他の事項

①施行日 令和3年1月1日

②施行日 令和4年4月1日

③施行日 公布の日